

令和5年度 第9回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和5年11月9日(木) 午後1時30分から午後2時05分
場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 13人

今野正章	辻千太郎	小谷信江
以倉孝弘	柳下清隆	寺島あつ子
霜野市和	谷野保博	田中宏
北尻芳孝	奥野正作	田中正剛
松本智恵子		

(3) 欠席委員 1人

山崎勝喜

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 13人

小林義博	井上和夫	光田裕次
数田清文	中尾美昭	高岡一平
塔本順一	岸田勝夫	田中利幸
岡所次郎	北條一宜	登り山正嗣

3 議事説明員

農業委員会事務局

事務局長 小走伸吾

事務局次長 河辺眞佐彦

主 幹 山本幸夫

八木祐樹

4 付議事項

- 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第46号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第47号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第48号 農用地利用集積等促進計画の決定について
(農地中間管理事業分)
- 報告第39号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第40号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第41号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について
- 報告第42号 小作地の台帳抹消の報告について
- 報告第43号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（北尻 芳孝会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和5年度第9回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において田中宏委員、奥野正作委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中12名でございます。オンラインにより出席する委員が1名です。なお、山崎勝喜委員欠席の旨、届出がされております。また、農地利用最適化推進委員は13名の出席をいただいております。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第43号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計10件であります。

それではまず、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。ただし、受付番号第35号、第37号につきましては、光田裕次委員、今野正章委員に関する事項につき、これを除外してご審議いただきます。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第31号から第34号と第36号について、ご説明いたします。

まず、受付番号第31号は、申請地が西区太平寺で市街化調整区域内にあり、周辺は田、農道及び道路に囲まれており、地目は田1筆、面積は961平方メートルで現在稲刈り後の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第32号は、申請地が中区陶器北で市街化調整区域内にあり、周辺は田、宅地及び道路に囲まれており、地目は田1筆、面積は322平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が贈与を受け、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第33号は、申請地が美原区南余部で生産緑地地区内にあり、周辺は田、宅地及び駐車場に囲まれており、地目は田3筆、面積は合計600平方メートルで現在保全管理中及び稲刈り後の状態です。

今回、譲受人が持ち分の贈与を受け、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第34号は、申請地が北区野遠町で市街化調整区域内にあり、周辺は田、宅地に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,176平方メートルで稲刈り後の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第36号は、申請地が東区石原町2丁と東区石原町3丁で市街化調整区域内にあり、周辺は田及び道路に囲まれており、地目は田3筆、面積は合計2,118平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が1筆目、2筆目については持ち分を、3筆目については全部の贈与を受け、所有権移転するための申請です。

以上5件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案の

とおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第44号の受付番号第35号をご審議いただきます。本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、光田裕次委員の退席を求めます。

(退席後)

議長 提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」の受付番号第35号をご説明いたします。

受付番号第35号は、申請地が美原区阿弥で市街化調整区域内にあり、周辺は田及び道路に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計2,101平方メートルで稲刈り後の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可すること

に決定いたします。審議が終わりましたので、光田裕次委員の退席を
ときます。

(入室・着席後)

続きまして、議案第44号の受付番号第37号をご審議いただきます。
本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農
業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、今
野正章委員の退席を求めます。

(退席後)

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請につい
て」の受付番号第37号をご説明いたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

受付番号第37号は、申請地が北区金岡町で市街化調整区域内にあ
り、周辺は田及び農道に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,0
60平方メートルで現在稲刈り後の状態です。

今回、譲受人が贈与を受け、所有権移転するための申請です。

現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号
の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」
等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたし
ます。

なお、当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただ
いている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はあり
ませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案の
とおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可すること

に決定いたします。

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。審議が終わりましたので、今野正章委員の退席をときます。

(入室・着席後)

続きまして、議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第14号と第15号をご説明いたします。

まず、受付番号第14号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が大阪府和泉市池上町4丁目中古車販売業を営む法人で、申請地は南区稲葉3丁の田1筆、面積は135平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在使用している車両置場の一部を隣接農地への進入路として譲渡することから手狭となるため、既存置場に隣接する本申請地を譲り受け、露天車両置場として使用するものです。

申請は令和5年10月25日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第46条に該当し、第2種農地です。

本申請地は、土地の減少部分を補うための転用となりますので、代替性はないものと判断されたものです。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内の既設U型トラフから北側道路雨水管に接続する計画です。周囲にはブロック3段積のうえフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第15号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が大阪府泉大津市小松町で不動産賃貸業を営む法人で、申請地は中区福田の田1筆、面積は704平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、運送業への新規参入のため緊急に駐車場が必要となったため、本申請地を賃借し、露天駐車場として使用するもので

す。

申請は令和5年10月26日、同日農業委員会受付となっております。

農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内のU字溝から西側水路へ放流する計画です。周囲にはネットフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第46号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第46号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第9号から第12号をご説明いたします。

まず、受付番号第9号は、申請人が中区深阪6丁に居住する農業者で、申請地は中区深阪4丁と南区深阪南の田畑6筆、面積は合計3,905平方メートルのうち3,712.5平方メートル、現在稲刈り後、果樹、耕うん済の状態です。

次に、受付番号第10号は、申請人が中区深阪6丁に居住する農業者で、申請地は中区深阪3丁の田1筆、面積は857平方メートル、現在耕うん済の状態です。

次に、受付番号第11号は、申請人が中区東山に居住する農業者で、

申請地は中区東山の畑2筆、面積は合計333平方メートルのうち300平方メートル、現在野菜、果樹の状態です。

次に、受付番号第12号は、申請人が東区南野田に居住する農業者で、申請地は美原区菅生の田畑13筆、面積は合計11,911平方メートル、現在稲刈り後、植木及び保全管理中の状態です。

以上4件につきまして、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

また、いずれも当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第47号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

ただし、受付番号第51号につきましては、以倉孝弘委員に関する事項につき、これを除外してご審議いただきます。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第47号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第37号から第50号と第52号から第58号をご説明いたします。

まず、受付番号第37号は、申請地は西区山田4丁の田1筆、面積は175平方メートルで、現在保全管理中の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第38号は、申請地は中区深井畑山町の畑1筆、面

積は416平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第39号は、申請地は中区深井畑山町の畑2筆、面積は合計1,662平方メートルで、現在ハウス、耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第40号は、申請地は中区上之の田1筆、面積は618平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第41号は、申請地は北区中村町の田1筆、面積は809平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第42号は、申請地は北区金岡町の田2筆、面積は合計790平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第43号は、申請地は北区金岡町の田2筆、面積は合計591平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第44号は、申請地は東区石原町3丁の田1筆、面積は1,358平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第45号は、申請地は美原区太井の田1筆、面積は1,971平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第46号は、申請地は東区北野田の田2筆、面積は合計2,306平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第47号は、申請地は東区北野田の田1筆、面積は1,689平方メートルのうち1,570.44平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第48号は、申請地は美原区阿弥の田1筆、面積は717平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第49号は、申請地は南区豊田の田3筆、面積は合計1,403平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第50号は、申請地は北区金岡町の田1筆、面積は1,021平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第52号は、申請地は北区野遠町の田1筆、面積は1,130平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第53号は、申請地は東区丈六の田1筆、面積は2,142平方メートルで、現在野菜の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第54号は、申請地は南区畑の田2筆、面積は合計1,460平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第55号は、申請地は南区畑の田3筆、面積は合計2,574平方メートルで、現在保全管理中、一部野菜の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年、解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第56号は、申請地は南区畑の田1筆、面積は621平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年、解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第57号は、申請地は南区富蔵の田1筆、面積は1,355平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年、解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第58号は、申請地は南区稲葉3丁の田1筆、面積は1,543平方メートルで、現在保全管理中の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第47号の受付番号第51号をご審議いただきます。本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、以倉孝弘委員の退席を求めます。

(退席後)

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第47号「農用地利用集積計画の決定について」の受付番号第51号をご説明いたします。

受付番号第51号は、申請地は東区石原町2丁の田1筆、面積は892平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。審議が終わりましたので、以倉孝弘委員の退席をときます。

(入室・着席後)

続きまして、議案第48号「農用地利用集積等促進計画の決定について（農地中間管理事業分）」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第48号「農用地利用集積等促進計画の決定について（農地中間管理事業分）」をご説明いたします。受付番号第59号を議題といたします。

なお、本件は農地中間管理機構である大阪府みどり公社が借り受けた農地を転貸するものです。

受付番号第59号は、申請地は中区上之の田2筆、面積は合計954平方メートルで、現在ハウス、野菜の状態です。更新で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

以上の計画は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、当該地区協議会におきまして、農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理事業分）のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第39号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第43号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計5件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第39号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分について」から報告第43号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計5件を一括してご説明いたします。

まず、報告第39号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は9件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第40号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は6件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第41号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は3件ございました。まず受付番号第15号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に受付番号第16号は申出者が子で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に受付番号第17号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。

次に、報告第42号「小作地の台帳抹消の報告について」は1件ございました。受付番号第3号は、申請地が南区稲葉2丁の田1筆で、面積は26平方メートル、平成24年に双方の合意により解約しました

が、その当時解約の申請を怠っていたため、小作料認可書整備基準により、書類を処理いたしました。

次に、報告第43号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は10件ございました。まず、受付番号第34号は、申請地が北区中村町の田1筆で面積は383平方メートル、現況は介護施設。次に受付番号第35号は、申請地が南区釜室の田1筆で面積は138平方メートル、現況は住宅・物置・通路、経過年数は35年以上、次に受付番号第36号は、申請地が美原区多治井の田1筆で面積は16平方メートル、現況は住宅敷地の一部、経過年数は10年以上、次に受付番号第37号は、申請地が南区鉢ヶ峯寺の田2筆で面積は合計82平方メートル、現況は倉庫、経過年数は40年以上、次に受付番号第38号は、申請地が中区福田の田1筆で面積は981平方メートル、現況は露天駐車場、経過年数は10年以上、次に受付番号第39号は、申請地が南区鉢ヶ峯寺の田5筆で面積は合計1,137平方メートル、現況は山林、経過年数は25年以上、次に受付番号第40号は、申請地が南区富蔵の田1筆で面積は155平方メートル、現況は住宅、経過年数は55年以上、次に受付番号第41号は、申請地が西区太平寺の田1筆で面積は161平方メートル、現況は雑樹林、経過年数は30年以上、次に受付番号第42号は、申請地が中区辻之の畑1筆で面積は162平方メートル、現況は農業用倉庫、経過年数は10年以上、次に受付番号第43号は、申請地が美原区小平尾の田1筆で面積は23平方メートル、現況は道路、経過年数は25年以上、いずれも非農地である旨の報告を、総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告につ

いて承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和5年度第9回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第44号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第45号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第46号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第47号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第48号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第39号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第40号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第41号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第42号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第43号	承 認	全 会 一 致

署名委員

会

長

北原 芳子

委

員

田中 宏

委

員

伊野 正作